

平成 30 年 6 月 1 日

各 位

相双五城信用組合

## 元職員による不祥事件の発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当組合において不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする地域金融機関におきまして、このような不祥事件を発生させ、日頃から当組合を信頼し、お取引をいただいております組合員の皆さま、地域の皆さまおよび関係するすべての皆さまに、多大なご心配とご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

当組合では、日頃よりコンプライアンスを経営の最重要課題とした経営体制の構築に取り組んでおりますが、今回の事案を厳粛に受け止めコンプライアンス態勢の一層の充実・強化を図るとともに、役職員一丸となって信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

## 記

### 1. 事件の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 事故者   | 当組合元職員(男性 28 歳)   |
| (2) 事件の内容 | 定期積金において集金した掛金の一部を着服しておりました。  |
| (3) 発覚日   | 平成 29 年 12 月 11 日   |
| (4) 発覚の経緯 | お客様から問い合わせがあり、内部調査の結果、判明いたしました。   |
| (5) 資金使途  | 自己の借入金の返済、携帯電話料金の支払い及び遊興費や着服金の穴埋めに流用しておりました。  |
| (6) 発生期間  | 平成 28 年 9 月 5 日～平成 29 年 12 月 4 日(1 年 3 か月)  |
| (7) 発生店舗  | 相馬西支店   |
| (8) 事故金額  | 事故金額 385,000 円<br>累計事故金額 2,950,000 円<br>実 損 額 0 円<br>(事故金額につきましては、事故者本人から弁済を受けております。) |

### 2. 被害に遭われたお客様への対応

発覚のきっかけとなるご照会を頂いたお客様には 12 月 12 日に、その他のお客様には調査により被害が特定できた 12 月 20 日に、それぞれ正当な取引日に遡ってデータを修正し、被害額は全額弁済致しております。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、監督官庁および関係機関等へ届出、報告を行いました。

4. 関係者の処分

- (1) 元職員は、平成 30 年 1 月 12 日付で懲戒解雇としました。
- (2) 不祥事件の経営責任を明確にするため、常勤役員報酬月額を 3 か月間減額しました。  
また、関係職員について内部規定に基づき懲戒処分を行いました。

5. 再発防止策

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、こうした事態が二度と発生しないよう再発防止策を徹底し、法令遵守態勢および内部管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって皆さまからの信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

相双五城信用組合 総務部 電話番号 0244-36-5561  
受付時間 午前9時から午後5時まで  
(土・日曜日、祝・休日は除きます。)